

漢文日記の中の儀式記事について

——『小右記』を中心に——

滝 沢 優 子

はじめに

三十年近く『小右記』を読んできてなお、やはり苦痛であるのは、儀式記事である。

平安時代を研究する際の基本史料として有名な『小右記』が、記主小野宮実資の養子資平系の後継者としての正当性を語らせる為に『右府暦記』をカスタマイズした物語だというのが、筆者の立場であるが、^①その中で少なからぬ分量を占める儀式記事の扱いは難しい。感情表現の乏しさと、マニユアル的な記述、無味乾燥、と言うのがもっぱらの評価で、これが中核を成すが故に長く漢文日記は「文学」の範疇から締め出されていた原因でもある。漢文日記を初めて文学作品として扱うべく主張した石田吉貞氏も、「朝儀典礼を主とした記録が、はたして文学であり得るかという点」を問題視され、「き

わめて重要であるから慎重に考えてみなければならぬ」といい、その扱いの難しさを吐露されている。それでも「およそ漢文日記は、朝儀典礼とそれ以外の部分とから成っているのであるから、その文学性の考察も、この二つについて別々になされなければならない」として、まず朝儀典礼以外の部分を文学と認めた上で、「朝儀こそ公家貴族にとつて、もっとも真剣な生活」で、「貴族としての誇りと生きがいとを感じるほどの意義ある生活であった」として、これを「真の文学である」と断じるに至るのである。ところが石田氏は朝儀が衰退し、典範意識が稀薄になった中世の漢文日記の方が、後代の典範として朝儀や宮廷生活を記録した、家の記録としての態度が強い中古の漢文日記よりも、生活を記録する故に文学性が強い、という矛盾とも取れるような評価を下しておられる。石田氏の後に、漢文日記の文学性を認める論を出された位藤邦生氏は、^④認定の基準

を読者の感動に置き、具体的に儀式記事を扱うには至っていない。いづれも中世の漢文日記を中心に論じていて、『小右記』が含まれる中古の漢文日記は、異なる体質を持つという見解である。では、中古の代表的な漢文日記『小右記』の儀式記事に文学性はあるのだろうか。筆者自身は感動したことは無いのだが、感動以外の基準もあつて然るべきかと思うので、文学性を認める方法を模索してみた。

一、

『小右記』を史料(資料)やデータとしてでなく、個人の一回性の経験として通読するうちに、面白いと感じる記事がいくつかあつた。『大日本古記録 小右記』を用い、具体例を紹介して説明を試みたい。

長和元年五月十五日条、今日朝座堂童子春宮亮道雅・少納言能信「已上四位、東方」、右馬頭兼綱・侍従資平「已上四位、西方」、以雲上四品被苑堂童子、不可然歟、抑道雅置笏、能信解劔、欲着座、而卿相指示、令把笏帶劔後着座、資平遙目、仍示不可解劔之由、已得此色、兼綱相共同乍帶劔着座、無誤失、

東方の堂童子を務める道雅と能信は、笏を置いたり劔を解いたりして座ろうとしていた。どちらも実資の有職故実の知識に照らせば

先例に外れた行為である。これを見た実資は同じく堂童子として西方にいる養子の資平が気になったのであろう。資平の方を見ると、資平が遙かに目で確認を求めている。劔を解くべきでないと仕草で示したところ、直ぐに了解した様子で一緒にいた兼綱と共に劔を帯びたまま座に着した。誤失は無かつた。

距離のある実資と資平とのアイコンタクトが印象的な記事である。見えているのに声にして指示を仰げない資平のもどかしさ、指示したものの伝わるのか心許ない実資。「色」と表現するほかない彼我の隔たり。緊張感から一転して訪れる安堵感、と緩急が絶妙である。身内同士が朝廷にあるのが一般的であった当時、こうした経験は広く共通のものであつたろう。儀式記事を書く人々の根本には、押し並べてこのような感情があつたのではないかと伺わせる。事実の羅列をしている意識は無く、感情の起伏が底にあるものとして記述もし、読みもしていたのではないだろうか。

治安元年七月廿五日条、実資の任右大臣大饗の後に行われた教通の任内大臣大饗に於いて、経通(実資甥、実資の養子資平の実兄)と資平の行動が良い評価を受けたことがある。

余自南階退下間、両宰相(経通・資平)従地下進出、分居足下、後聞、上達部云、太有威光事也者、

実資が殿舎から階梯を降り南庭に到る時、経通と資平の二人が地

上から進み出て実資の左右に分かれて控えた。その振る舞いによつて実資の威光が強く感じられた、と或る人から聞かされたのである。『西宮記』「北山抄」を見て、主人の所作や尊者が階を降つて庭に立つ等の事は書いてあるが、付き従う者がどのような行動を取るべきかまでは筆が及んでいない。『小右記』の書き振りからして、口伝や教命に従つたというよりも、実資や経通、資平が工夫し相談した結果の演出方法だったのかもしれない。実の子を朝廷に送ることの無かつた実資が、共に公卿に列せられた甥二人を左右の足下に控えさせている光景は、確かに威厳を感じさせるものであつたろう。

盛儀の演出として好意的に批評され、実資もそれに満足して日記に記したのである。こうした各人の工夫が新たな先例を生み出し、そうした情報を求めて日記が珍重されることになつたのではないだろうか。

万寿四年七月廿六日条、実資が上卿を務めた「擬近奏」の儀式の最中に、版位（官人の立ち位置を示す標）を撤収する指示を出すのを忘れて次に進んでしまった。

左大将（教通）先取奏披見、了不取杖挿奏状、例事也、禪閣教訓云々、更取書杖參上、付内侍着座、余撥笏取奏披見、了取杖目録挿參上、頗屈行跪居、膝行從簾下指入、内侍待取、余退去拔笏小揖復座、内侍排御屏風示気色、余起座着簾下座、不取版

位、目宰相令催仰、頃之左將監良信取版位、良久無事、令催出居并円座等事、

傍に控えていた資平に目くばせし、下部への指示を出させたところ、左將監良信が頃合いを見計らつて版位を取りに行き、無事に儀式を終えたのである。衆人環視の儀式中に言葉にして直接指示を出すのは見苦しい。かといって放置すれば失儀となり、無能の誹りを免れない。こんな時に役立つのは気脈を通じた家人やミウチである。儀式を無事に行い済ますためには、先例に通じた身内や下部が必須だったのである。

二一、

こうしたある種の離れ技を可能にするのは、日頃の人間関係が重要である。京楽真帆子氏に牛車への同車と人間関係の研究があり、^⑤それに拠れば実資と資平の同車率の高さは、三三〇例中二三六例と群を抜いて多い。これを京楽氏は、「後見し、される関係」といい、乗せられる方の政治的なメリットを強調されるのだが、乗せる方もメリットは大きかつたはずである。緊密な連携が緊急事態への円滑な対応を可能にするからである。猶、実資の車に養子の資平が同車するのは、資平が後継者と目される人物だった故^⑦というよりは、それが彼の役割（業務）であつたためではないだろうか。資平の実

兄の経通が実資の車に同乗する例は九例あるが、そのうち四例は資平自身の触穢や家族の病気によって、同乗の職務を果たせなかった理由がはっきりしていて、これの穴を埋める形での奉仕と思われる。他の五例については全て、行き先が撰閥家か、撰閥家が主催する行事への参入時である。彰子の官司を務め、撰閥家と近しかった経通を同車させることで、事前に先方の情報を得るほかに、取次ぎをスムーズに進め得る等の利があったと理解できる。実資と資平は、主従関係に近い関係性を持ち、不断にコミュニケーションを取る事で、公事の円滑な運営に役立てていたと考えた方が良いでしょう。

そして官僚・官人内に息のかかった人間が多数いた方が有利であったに違いない。儀式を成功させられる能力とは、官人らを支配する能力であったとも言え得る。儀式の成否は、人望の有無や下部の統率力とも無関係では無かったはずで、日頃の仕事ぶりの表れとして見られかねない以上、神経を尖らせたのも無理からぬことであつた。

三、

また、有職故実が重要視された理由の一つとして、儀式の進め方が「目」や「気色」によって行われる事が少なくなかった事を挙げおきたい。

治安三年二月十日、実資が執り行う除目の儀があつた。残念ながら現在に伝わる『小右記』はこの日の記録を失っている。ただ、後の世代の日記や儀式書によって知られるところによると、実資が務める除目の執筆を、資平に代行させたという。『大日本古記録』が逸文として挙げた「魚魯愚別録」には「中山抄」から

次候関白気色ニハ、正笏、西面ニテ召参議、三位ナラハ、参議藤原朝臣ト召、；我子息儀、治安三年小野右府記云、只示気色、卿相伝示之、召資平也、

「或秘抄」からは

参議参執筆後、仰曰、院宮御申文「顧座下仰之」／参議退者：

／召子息参議、「要抄、治安三、小野記、只示気色也、伝召之、

召資平」、

「除目抄」にも、同様の内容が記されていて、この件を後代の人々がかなり重要視していたことが伺えるのである。「名門の出身というのみならず、公事に通曉したベテランの公卿が」つとめる「羨望の役」だったといひ、^⑨こうした事情から『小右記』の治安三年二月十日条が切り取られるなどして消滅し、代わりに多くの儀式書に引かれて伝えられたと思われる。その逸文が異口同音に伝えるのは、実資が資平を召す時に、官人を介さず「ただ気色によ」って召したという点である。親子の間では言語化されない指示で行動するとい

う点が重要らしい。そこに同席した卿相が気付いて伝えたというから、身内以外の人でもそれに気づく勘が必要であった。視線の動かし方一つ、さりげない仕草の一つで意を察して動く阿吽の呼吸、拈華微笑の境地。究極のチームプレーが目標だったのかもしれない。

『北山抄』『江家次第』など儀式書を見ても、「目」や「気色」という字が頻繁に登場する。不要な音声を極力避ける儀式中、肅々と進行する為には参加者全員が式次第を熟知している必要がある。和を乱すのを恐れ、事前の準備を入念に行ったのではないだろうか。

四、

中世に隆盛を極める漢文日記だが、男性貴族が何故それを書き継いだかという点に関しては、既に「古記録字」が提唱され、論究されて久しい。齋木一馬氏^⑪、桃裕行氏^⑫を始め、とりわけ日記に関しては松蘭齋氏が、近年では思文閣出版から『日記・古記録の世界』^⑬が出て、多士済々がこれを論じ説明されている。諸賢の一致するところによれば、漢文日記の流行は先例主義の横行がその所以であるという。儀式を滞りなく行う事が貴族の務めと認識され、失態を犯せば無能の烙印を押されたから、「家」の成立と相俟って、儀式の一挙手一投足に至るまで詳細な進行を書き留め、後裔の参看に備えたと言う。これらの説明に何ら異論があるわけではないのだが、文学

作品として読んだ場合には、付け加えねばならない事がある。それは中国古典からの影響である。

『小右記』長和五年二月七日条、後一条天皇の即位の記事を見ても、

辰始剋御輿「鳳輦」、持候西中門外、但可進供之方事以資平令中撰政、云、入自南門、暫可候東橋東頭者、仰大外記文義朝臣、令開南門入御輿、此間公卿參入「可着礼服之公卿先參八省、各在息幕」、御出時辰二点、而及三点、(中略)召入小臣於小安殿「天皇着御礼服之所、玉佩二垂左右、綬垂御前異臣下也」、(中略)天皇末二点着礼服把笏着御高座、内侍二人着礼服、執御劔・璽宮置御座左、次太后登給「太后御座設西幔内、撰政座設東幔内」、此間公卿臨大極殿東壇見物、内弁給下名二省、次給位記筥等儀云々「二省輔代并執筥者、相共経左仗後、下自龍尾道東階、輔代者到昌福堂南、更折東退出、執筥者相従、更又持還、経昌福堂後、出自同堂南、就案下置筥、須下龍尾道東階置案也、更不可経昌福堂後歟、又輔代不可下龍尾道歟、伝筥了直可退出歟」(以下略)

何時に御輿を用意し、どの方向に何を置くかなど、細かく書き記している。これによく似たものが

『書経(尚書)「顧命篇」』にある。死期を悟った成王が遺言した後

崩御し、康王の即位の礼の設営、即位の礼、諸臣・諸侯の朝見が書かれている。この中の即位の礼とそれに至る前の設営、朝見の儀式を語る文章が、漢文日記の儀式記事とよく似ているのである。なおこの「願命篇」は、大嘗会にも大きな影響を及ぼしたことが知られている。¹⁶⁾

王麻冕輔裳、由賓階階。郷士・邦君、麻冕蟻裳、入即位。太保・太史・太宗、皆麻冕形裳、太保承介圭、上宗奉同（瓊）、由阼階階。太史秉書、由賓階階。御王冊命、（王は麻冕輔裳して、賓階由り階る。卿士・邦君は、麻冕蟻裳し、入って位に即く。太保・太史・太宗は、皆麻冕形裳し、太保は介圭を承げ、上宗は同を奉げ、阼階由り階る。太史書を乗り、賓階由り階る。王に御って冊命して、…）即位する王や郷士・邦君の衣裳、それぞれが昇る階の違いを説明する。

この前段部の、即位の礼の場の設営の記述も、漢文日記に影響を与えたのではないかと思われる。

丁卯、命作冊度。越七日癸酉、伯相命士須材。狄設輔辰・綴位。牖間南嚮、敷重篋席、輔純。華玉・仍几。西序東嚮、敷重底席、綴純。文具・仍几。東序西嚮、敷重豊席、画純。雕玉・仍几。西夾南嚮、敷重筥席、玄紛純。漆・仍几。越玉五重陳宝、赤

刀・大訓・弘璧・琬琰、在西序。大玉・夷玉・天球・河図、在东序。（丁卯、作冊に度ることを命ず。七日癸酉に越んで、伯相史に材を須（頒）するを命ず。狄は輔辰・綴位を設く。牖の間に南向に、重篋席を敷き、純を輔にす。華玉・仍几あり。西序に東向きに、重底席を敷き、純に綴りす。文具・仍几あり。東序に西向きに、重豊席を敷き、純に画く。雕玉・仍几あり。西夾に南向きに、重筥席を敷き、純を玄紛にす。漆・仍几あり。越に玉の五重と陳宝と、赤刀・大訓・弘璧・琬琰は、西序に在り。大玉・夷玉・天球・河図は、東序に在り。）

即位に関連する記事ではないが、実資の任右大臣大饗の準備の記述に、これに似た記述がある。

治安元年七月廿五日条、但余家儀「寢殿南庇為上達部座、東第一間敷尊者座、土敷二枚、東京錦縁茵、横座西面、其座後并母座南西庇北隔等簾前、皆立四尺屏風、又尊者赤木机二脚、机面白絹云々」、簀薦二枚、大納言已下参議円座、端色皆異、大納言・参議南屋、尊者・納言・参議座不敷菅円座、依苦熱、正月大饗敷也、納言已下前赤木机「、面白絹」、一脚、簀薦、尊者及已下兼立机弁備、但不居飯、有儀先所立也、如太相、蓋是正曆例也、弁・少納言在座在西庇、南上東面、両端錦豊、黒柿机「机面黄絹」、不敷簀薦、机面等絹色依正曆例、天慶例、弁・少

納言以上尊者机面皆白絹、外記・史机面黄絹云々、後案猶可依
天慶例、正暦例不燧歟、計宜所行歟、外記・史座西对南庇、東
上对座「南北相对」、縁端豊、朴木榻足机、面押紙「天慶例
机面赤絹、可依此例」、(以下略)

どちらも場を整える為、何を何処にどちら向きに置くか、畳の縁
の種類、机の面の絹の色の違いを煩わしいほどに順述する。典拠と
するものは、『書経』に限らないだろう。『小野宮年中行事』「追讎」
の説明に『論語』が引かれているのが見える。

論語第五卷。郷党篇曰。郷人讎。朝服而立於阼階「孔安国曰。
讎。駢逐疾疫鬼也。恐驚先祖故。朝服立於廟之阼階也」。

中国古典が有職故実の源流にあることを意識していた様子が伺える。
正直なところ、こうした記録的、マニユアル的な記事を読んで感
動するかと問われれば、否と答えるよりほかはない。単なる記録に
過ぎないと言われれば、確かに記録である。だが、中古・中世の貴
族達が学んだ『書経』は、古代中国の王朝の成立の様をこのような
形式で表現しているのである。実資がこのように儀式を書き留める
時に、聖典の跡を辿る自負が無かったとは思われない。ただ、そこ
に表れた一つ一つの事象が何と対応し、何を意味しているのか、浅
学の身には詳らかにし難く、博雅の御教示を乞うところである。儀
式の先例を目的とした記録の他にも、範と仰ぐ古典の世界に連なる

行為として、儀式を通して物語を再現すること、それを書き記すこ
とに、特別な意義を見出していたのではないだろうか。少なくとも、
中古の男性貴族にとって、儀式を書く行為の動機として思想的な背
景の存在を想定した方が、後に「古記録学」と称されるジャンルを
成立せしめる膨大な数量の漢文日記が書かれた理由を説明出来るの
である。

また、『書経』に儀式記事が存在する以上、貴族らは自分達が書
かれる存在である事を前提で、儀式に臨んでいたとも考えられる。
歴史書に書かれる後代を想定して、盛儀に臨む際に日記や儀式書が
必要となった側面もあるのではないだろうか。そして、中世に至り、
国史が編纂される見込みまでもが失われると、貴族らが意識する記
録媒体が、歴史書から儀式書へと移ったのではないか。漢文日記や
そこから派生した別記・部類記などの儀式書の流通が、より正しい
行動を要求し、それが更に詳しい記述を要求するスパイラルを惹き
起こしたように思われる。

五、

さて、余談のようだが『書経』中に見える「河図」「大訓」は、
書物や図録である。特に「河図」は、河から現れた天の意思を書き
記した書である。『易』繫辭伝上に「河図を出だし、洛書を出だ

して、聖人々に則る」とある、所謂「緯書」と呼ばれる予言書である。¹⁷⁾ 中世に流行する「未来記」も「緯書」の一種である。空海撰述の『文鏡秘府論』¹⁸⁾ 北卷「帝徳録」にも、「河洛」の他「図録」「玉匱書」「丹書」等、明らかに書(描)かれたものを指し示すそれらが、帝王に関する語として採られている。予言書と聞くと何やらいかかわしさが漂うが、要は血縁に拠らない為政者の交替があつた時、新しい為政者がその地位にふさわしい者であると証明する文書と考えれば良いだろう。仮に、権力の交代劇が血塗られたものであつたとしても、「河図洛書」等という、天の意思が記された物を持つと表現する事で、国・民があるべき未来へ向かう途上である旨を言わんとするのである。文書とは、精神性の表象である。即位に際し、この文書を傍らに置く意味は、統治の理念の継承(改正)を表すものであろう。

黒滝哲哉氏によれば、十世紀には朝廷の重要な宝物として、神鏡などと並んで「内記所文書」が扱われている事、十一世紀には撰閣家に於いて「家文殿」が造作されて、火事の際には朱器台盤と共に文殿文書が運び出された事を挙げ、文書が「王権や政治権力の維持存続の上で必要欠くべからざる存在となっていた」と指摘されている。²¹⁾ 『春記』長久元年十月十八日条には、前月九日に焼亡した内裏の再建計画に付随して、「内裏式」の複製にあたって証本を求めた

事が見える。

実質も『小右記』の中で、日記と有職故実の継承を以って、自身が実頼の後継であると正統性を主張する。中世に多くの「日記の家」が現れたのも、こうした「文書」と「継承」の親和性故ではなかつたか。

儀式を尊重し有職故実を偏重したのも、淵源を求めれば「書経(尚書)」や「易経」に辿り着くのもかもしれない。勿論その作用機序について説明すべき点は多々あるが、中古の漢文日記の儀式記事には、精神性が宿っていたと言えるのではないだろうか。

六、

漢文日記は、概ね日記文学の範疇で論じられてきた。漢文日記を文学作品とするのに消極的な福田秀一氏は、作品認定の基準として「主題」「構成」「表現」の三要素を挙げる前提に、久保田淳氏の「文学が言葉を表現手段とする芸術であるという、最も素朴な公理」²²⁾ を引く。漢文日記が文学作品と認め難い理由は、文学≠芸術との觀念があるためらしい。

今更ながら今井源衛氏の「源氏物語論の歴史―現代」²³⁾ によって知つた事だが、「日華事変と同じ昭和十二年」に刊行された『日本文芸学』²⁴⁾ によって「日本文芸を旧来の国学者間の史学・文献学、ある

いは故実・有職等の雑学的要素から解放して、文芸の科学として確立しようとする」新しい方法論は、「これこそ真の文芸研究の方法であるとして、歓迎された」という。「作品の文芸性を解析してゆき、しかも究極においては、それらの民族のあるいは歴史の様式を、普遍的な美学的範疇に照らし合わせて、客観的に位置付けよう」と

した新しい潮流なのであった。つまり、文学研究が文芸作品に対する研究を指す概念として使われるようになってから、まだ歴史が浅いのである。「客観的」とはいいながら、「民族的」「歴史の様式」との文言が続くことから見て、その時代の中国蔑視の気分から、中国の影響を受けない（ことにしたい）日本らしさを求めていたことは、容易に想像がつく。それまでの文学研究の主流であった、「故実・有職等」を満載した漢文日記は、積極的に研究対象から排除されるというよりは、意図する以前に零れ落ちてしまったのだろう。

また、敗戦後は日本人としてのアイデンティティを仮名文字に見出し、かな日記（女流文学）を日本人の心を表現するものとして偏重するあまり、外形に共通項のある漢文日記（男性貴族の手に成る）は否定される役割を負わされた。先の昭和十二年『日本文芸学』はまだ良心的な方で、「文学」ではなく「文芸」と言って、「美学的範疇」で論じることを明確にしている。ところが、いつしか文芸性と文学性は混同されるようになり、言語遊戯的なところの乏し

い漢文日記は、文学性を論究する対象ではないとされたのである。各作品研究を経た上での評価ではなく、時代の要請に取り残された結果という方が実態に近いのかもしれない。

おわりに

小論で取り上げた漢文日記中の儀式記事は、一見すると無味乾燥な記録である。だが、中国古典との繋がりを示唆するものと考えれば、漢文日記を書く人々の動機が何であったかがおぼろげながら見えてくる重要な部分である。

故三橋正氏は『小右記』を、記主実資の責任（意思）によって別記と日次記（身辺雑記）を統合して「現代史」を作ろうとしたのだと説明された^⑤。資平（実資の養子）やその子息（資房・資仲）が、小野宮家の後継者としての正当性を主張するために編集して改変を加えた、資平系の家の物語と見る筆者には受け入れ難い見解である。三橋氏の提唱される「古記録文化」という用語にも、一般的な「日記文化」という呼称と、どれほどの有意差があるのか不明で違和感を感じている。氏が鬼籍に入られた今、それらを論うのも詮無い仕儀であるが、大いに共感する部分としては、作品化の意図があったという点である。

実資が自身の日記を書くにあたって中国古典を意識し、これに準

じるものを書いて自負があった場合、それは「文学意識に基づいて」書かれた文学作品といえるのではないだろうか。国家の経営について語り、文をものすることが平安時代の男性貴族にとっては真の文学活動であったはずである。漢文日記を日記文学の枠の中だけで考えるのではなく、況してや現代の文学概念をそのまま遡らせるのではなく、その作品が著された時代の意識に立ち戻って追究する事も必要ではないか。

実資が典拠とした中国古典を特定するに至ってはいないが、今後、『源氏物語』や『枕草子』のように、漢文日記の典拠研究も盛んになれば、その思想が自ずと明らかになるだろう。「文学」の範疇から長く拒絶されてきた漢文日記であるが、「文芸作品」という狭義の文学から、本来の「文学」に視野を広げてみれば、^④研究対象とすることに異見があつてはならないだろう。小論では、未だ手付かざるの原野を庭園とすべく、整地への目安を示したに過ぎない。推論に次ぐ推論で、実証的な論にならないかつた憾みはある。だが、「雑学的要素」として顧慮されることのなかつた儀式記事に、多少なりとも存在意義を見出すことが出来たのではないかと考えている。

注

① 拙論「立身報国の物語『小右記』——資平本『小右記』を読む」

漢文日記の中の儀式記事について

〔廣田收編「日本古典文学の方法」(新典社研究叢書265、新典社 平成二十七年一月二十二日 初版発行)〕

② 玉井幸助「日記文学概括」(『解釈と鑑賞』昭和二十二年八月号、のち『日記文学の研究』塙書房、昭和四十年十月十日 初版発行 所収)

久松潜一「日記文学の本質」(『国文学』昭和四十年十二月号、「日記文学の系譜」特集)

木村正中「日記文学の方法」、石原昭平「日記文学の発想——主格の設定と「語り」の方法——」、宮崎莊平「日記文学の本性と読者意識」、福田秀一「日記記録と日記文学——いわゆる漢文日記の文学性をめぐって——」(木村正中編『論集 日記文学 日記文学の方法と展開』笠間書院、平成三(一九九二)年四月三十日、第一刷発行)

③ 石田吉貞「漢文日記について」(『国語と国文学』昭和三十二年十月特集号、のち『新古今世界と中世文学』下、北沢図書出版、昭和四十七年十一月十五日発行 所収)、また「中世の日記・紀行文学」(『岩波講座 日本文学史 中世I』(岩波書店、昭和三十三年四月二十四日発行)

④ 位藤邦生「漢文日記研究序説——文学性発見の視座——」(『広島中世文学研究会「中世文芸」五十号前集、昭和四十七年六月一日発行) 京葉真帆子「平安京都市社会史の研究」第七章 平安京の「かたち」(塙書房 二〇〇八年三月三十日 第一版第一刷)

⑤ 注⑥論文、p24611~13

⑦ 注⑤論文、p26813

⑧ 治安元年十一月六日・二十一日は共に十月二十四日に発生した死穢の影響、治安三年七月十六日は、資平の息・資房の病氣、万寿四年十月二十八日は、九月十四日に入滅した皇太后宮嬪子の喪である。

⑨ 松蘭斎「日記に魅入られた人々——王朝貴族と中世公家——」日記で読む日本史13、臨川書店、二〇一七年四月三十日 初版発行、p871

25112

⑩ 例えば『北山抄』巻第一 年中要抄上 正月 御齋会終事等「一献之後、大弁起座、見申文還着「非参議大弁者、着王大座座」、日上卿。「或称申文、非也」、上卿揖了。史取申文、出自南帳、跪候砌上、上卿目之、進候膝着奉文。」等。

⑪ 斎木一馬『古記録学概論』吉川弘文館、一九九〇年(平成二)六月二十日 第一刷発行、二〇〇一年(平成十三)四月一日 第四刷発行

⑫ 桃裕行『古記録の研究(上・下)』桃裕行著作集「一九八八年九月二十日発行

⑬ 松園齊『日記の家——中世国家の記録組織——』吉川弘文館、一九九七年(平成九)八月一日 第一刷発行、二〇〇〇年(平成十二)十月一日 第二刷発行

⑭ 倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版 二〇一五(平成二十七年)年三月三十一日発行

⑮ 小野沢清一『書経(下)』新釈漢文大系 第26巻 明治書院 昭和六十年四月三十日発行

⑯ 『白川静著作集5 金文と経典』平凡社 二〇〇〇年六月二三日 初版第一刷発行、II尚書札記 八、即位典礼「顧命」篇について「顧命」と大賞会

⑰ 安居香山『緯書』明徳出版社 昭和四十四年八月三十日初版、平成二一年十一月三十日五版

中村璋八「陰陽道に受容された『緯書』について」村山修一・下出積興・中村璋八・木場明志・小坂真二・脊古真哉・山下克明編『陰陽道叢書(4)特論』名著出版 一九九三年(平成五年)四月九日 第一刷

⑱ 榊原史子『四天王寺縁起』と「聖徳太子未来記」(変貌する聖徳太子)平凡社、二〇一二年十一月二五日 初版第一刷発行)

⑲ 興膳弘訳注「文鏡秘府論・文筆眼心抄」『弘法大師空海全集 第五巻』筑摩書房 昭和六十一年九月十五日 初版第一刷発行

⑳ 間嶋潤一「禪讓と受命——緯書における夏禹の受命神話——」中村璋八博士古稀記念『東洋学論集』汲古書院、平成八年一月七日発行、P2512513

㉑ 黒滝哲哉「貴族社会における「家文殿」の形成と展開」(十世紀研究会編『中世成立期の政治文化』東京堂出版 一九九九年五月十日 初版印刷、一九九九年五月二五日初版発行)

注②、福田論文

㉒ 「中世日記・紀行・随筆研究の現段階」(『国文学』昭和四二年・五「文学史研究の現段階」特集)

㉓ 『源氏物語の鑑賞・研究』二 今井源衛著作集 第6巻 笠間書院 二〇一八年九月二十五日 初版第一刷発行、初出『解釈と鑑賞』昭和32・10、原題「源氏物語論の歴史 これまでの人々は源氏物語をどう評論してどうみてきたか 現代まで」

㉔ 三橋正「小右記」と『左経記』の記載方法と保存形態——古記録文法の確立——(注⑭論集)

注①

㉕ 渡辺秀夫『平安朝文学と漢文世界』勉誠出版、平成三年一月二十二日発行、P243175113